

広島県告示第三百三三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、次の区域を港湾隣接地域として指定する。

平成二十六年四月一日

尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道系崎港

高西地区

一 区域

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線によつて囲まれた線並びに最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域

二 点の位置（基点の表示角度は真北による）

基準点 広島県福山市柳津町字竜王山一七四番一の国土地理院三等三角点「柳津」（北緯三四度二六分四八秒六四三一、東経一三三度一六分五四秒〇〇三六）

- 基点一 基準点から二三一度五四分〇七秒の方向 四、二〇三・九四メートルの点
- 基点二 基点一から二七八度一八分〇〇秒の方向 六・〇四メートルの点
- 基点三 基点二から一五度〇七分〇六秒の方向 三三・〇三メートルの点
- 基点四 基点三から三四五度五七分一八秒の方向 五六〇・六五メートルの点
- 基点五 基点四から二五五度五七分二二秒の方向 七・三一メートルの点
- 基点六 基点五から三四五度五七分二八秒の方向 八〇三・六二メートルの点
- 基点七 基点六から八四度〇三分五一秒の方向 一三・四一メートルの点